

2025 年規定審議会 クラブに影響を与える主な採択制定案

- 1) ロータリークラブの目的を改正する件で、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる**社会奉仕プロジェクト**を実施することに改正。
- 2) **中間財務報告の締切日を改正**し、1月31日までに延長するに変更。
- 3) 新しいロータリークラブの加盟に必要な**創立会員数を20名から15名に変更**する。
- 4) ガバナーの任務として、「RI 戦略計画の推進とロータリー財団の補助金プログラムへの参加を奨励する」と「ガバナー補佐が地区の発展と会員の結束を促進できるよう、支援を提供する」ことを加える。
- 5) 理事およびガバナー選挙手続における対抗方法で、指名委員会により行われた場合、その選出に異議を唱えることができる**基準**を引き上げる。
- 6) 会員資格条件を満たさなくなった会員身分をクラブが終結しない場合、**理事会がロータリアンまたはローターアクターの会員身分の終結をクラブに指示**できる。
- 7) 試験的プロジェクトを通じた監督に関する規定を変更し、RIBI 内および/**ゾーン 8 内にあるクラブのみに限定されていた条件を撤廃**。
- 8) 会員の多様性に gender とは別に **sex** を追加する。
(注: 「sex」は先天的な性・性差、「gender」は後天的な性・性差を表す言葉)
- 9) RI における**政治的主題の禁止**を規定する。
- 10) TRF の資金を不正に使用し、または資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している場合、クラブ自体が TRF の資金を不正に使用し、また資金管理方針に違反した場合、その**クラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与える**。
- 11) **人頭分担金を増額し、2026-27 年度には半年ごとに米貨 42 ドル 75 セント、2027-28 年度には半年ごとに米貨 44 ドル 63 セント、2028-29 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 46 ドル 50 セントとする。**
- 12) RI が講じた**プロセスの改善と経費削減対策に関する最新情報を定期的に発表**する。
- 13) **立法案の提出締切日**を12月31日から3月31日に延長し、修正案の締切日と発行日も、それぞれ3月31日から5月31日、9月30日から10月31日へと延長する。
- 14) **審議会代表議員の選出時期と任期開始時期を改正し、審議会代表議員ならびに補欠議員は、規定審議会 (COL) が開かれる年度の6月30日までに選出され、その任期は COL の翌年度の7月1日に始まるとする。代表議員の選出手続と任期を一年早める。**
- 15) 規定審議会の**事前審査で、規定審議会**で審議する**立法案のための票の割合**を80%から70%に調整し、反対した投票が70%を超える場合、規定審議会**で審議されないもの**とし、賛成した投票が70%を超える場合、同意議題において検討されるに変更する
- 16) **決議審議会が終了してから6カ月以内に、採択決議案を審議**し、その決定の理由を提供し、文書化し、**全ガバナーおよび全審議会議員に通知**する。
- 17) **地区大会を毎年開催する要件を削除**することである。
- 18) 地区大会と地区立法案検討会での**投票に関する投票規定を明確化**する。
- 19) 会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会の名称を改正する件
- 20) 研修の文化から参加者中心のラーニングへと移行するため、**会長エレクト研修セミナーを会長エレクト・ラーニングセミナーに、地区研修・協議会をクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに変更**する。